

令和 5 年 6 月 8 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 2 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第 5 号	令和4年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計 算書	………… 1
報告第 6 号	令和4年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計 算書	………… 1 3
報告第 8 号	専決処分事項の報告について	………… 1 7
議案第 4 8 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正 する条例	………… 1 9
議案第 4 9 号	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用に関する条例の一部を改正する条例	………… 2 3
議案第 5 0 号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	………… 3 5
議案第 5 1 号	廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例	………… 4 3
議案第 5 2 号	廿日市市宮島訪問税条例の一部を改正する条例	………… 4 7
議案第 5 3 号	廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例及び廿日市市特定教育・ 保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例	………… 5 1
議案第 5 4 号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	………… 5 5
議案第 5 5 号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	………… 5 9
議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について	………… 6 5
議案第 5 9 号	廿日市市農業委員会委員の任命の同意について	………… 6 7

報告第 5 号

令和 4 年度廿日市市一般会計繰越明許費繰越計算書

令和 4 年度廿日市市一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したから、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

令和４年度廿日市市一般会計

款	項	事業名	金額
② 総務費	1 総務管理費	吉和支所複合施設整備事業 工事請負費	円 17,670,000
		計画調査事業 委託料	89,100,000
		公共施設マネジメント事業 委託料	4,950,000
		筏津地区公共施設再編事業 工事請負費	30,000,000
		広島サミット推進事業 委託料、工事請負費	30,016,000
		行政システム推進事業 委託料	10,000,000
		地域公共交通等支援事業 補助金	15,500,000
③ 民生費	2 児童福祉費	私立保育園運営事業 補助金	6,000,000
④ 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業 委託料、負担金、事務費	151,535,000
		職員給与費 時間外勤務手当	3,700,000
		母子保健事業 委託料	21,728,000
		地球温暖化対策推進事業 補助金	30,629,000

繰越明許費繰越計算書

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 17,670,000	円	円 13,600,000	円 4,070,000
89,100,000			89,100,000
4,950,000			4,950,000
20,000,000		18,856,000	1,144,000
23,305,000			23,305,000
10,000,000		10,000,000	
14,595,000		14,595,000	
6,000,000		6,000,000	
151,535,000		151,535,000	
3,699,000		3,699,000	
2,178,000		2,178,000	
20,749,000		20,749,000	

款	項	事業名	金額
⑤農林水産業費	1 農業費	農業振興事業 委託料、負担金、補助金	円 13,402,000
		農道水路維持管理事業 工事請負費	6,300,000
		林道維持管理事業 工事請負費	6,200,000
	2 林業費	林道整備事業 工事請負費	61,442,000
		漁船巻揚施設維持管理事業 工事請負費	6,000,000
		漁港整備事業 工事請負費	13,772,000
	3 水産業費	漁港整備事業負担金 負担金	11,014,000
		商工業振興事業 補助金	68,649,000
		宮島伝統産業会館管理運営事業 工事請負費、事務費	4,364,000
⑥商工費	1 商工費	新型コロナウイルス感染症対策産業振興 支援事業 補助金	221,500,000
		魅惑の里管理事業 委託料	2,769,000
		包ヶ浦自然公園管理事業 委託料	4,647,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 13,402,000	円	円	円 13,402,000
4,148,000			4,148,000
6,200,000		6,166,000	34,000
61,442,000	30,000	61,280,000	132,000
6,000,000		6,000,000	
12,485,000		11,086,000	1,399,000
9,338,000		7,000,000	2,338,000
66,721,000		66,721,000	
4,364,000			4,364,000
221,500,000		165,000,000	56,500,000
2,769,000			2,769,000
4,647,000			4,647,000

款	項	事業名	金額
⑦土木費	2 道路橋りょう費	道路維持管理事業 工事請負費	円 50,000,000
		橋りょう維持管理事業 委託料	162,000,000
		道路整備事業 委託料、工事請負費、用地購入費、 補償費	439,127,000
		国・県道整備負担金 負担金	21,514,000
		歩道整備事業 工事請負費、補償費	26,480,000
	3 河川費	港湾施設整備負担金 負担金	21,600,000
		海岸保全施設整備負担金 負担金	15,200,000
	4 都市計画費	宮島口地区整備事業 委託料	164,938,000
		街路畑口寺田線5工区整備事業 委託料	25,000,000
		街路佐方線整備事業 負担金	14,394,000
		公園整備事業 委託料、工事請負費	68,750,000
	6 砂防費	急傾斜地崩壊対策県負担金 負担金	18,273,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 34,350,000	円	円 34,300,000	円 50,000
162,000,000		159,000,000	3,000,000
411,708,000		349,411,000	62,297,000
19,964,000			19,964,000
24,636,000		24,600,000	36,000
21,599,000		12,500,000	9,099,000
10,817,000		10,100,000	717,000
164,938,000		86,931,000	78,007,000
25,000,000		24,950,000	50,000
8,923,000		7,700,000	1,223,000
68,750,000		68,700,000	50,000
15,855,000		14,200,000	1,655,000

款	項	事業名	金額
⑧ 消 防 費	1 消 防 費	消防総務一般事業 事務費	円 598,000
		防災情報システム管理事業 工事請負費	3,300,000
⑨ 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校管理運営事業 備品購入費、事務費	22,050,000
		小学校リニューアル事業 工事請負費	448,608,000
	3 中 学 校 費	中学校管理運営事業 備品購入費、事務費	12,150,000
	5 社 会 教 育 費	伝統的建造物群保存推進事業 補助金	40,000,000
		市民センター活動推進事業 事務費	238,000
	6 保 健 体 育 費	学校給食管理運営事業 負担金	55,320,000
		学校給食施設維持管理事業 工事請負費	30,538,000
⑩ 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農地災害復旧事業 工事請負費、負担金	10,990,000
		農業施設災害復旧事業 工事請負費、事務費	119,337,000
		林道災害復旧事業 工事請負費	51,520,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 598,000	円	円	円 598,000
3,300,000		3,300,000	
22,050,000		11,025,000	11,025,000
448,608,000		297,534,000	151,074,000
12,150,000		6,075,000	6,075,000
40,000,000		29,500,000	10,500,000
238,000		236,000	2,000
55,320,000		50,000,000	5,320,000
30,538,000		14,893,000	15,645,000
8,085,000		7,294,000	791,000
116,575,000	71,000	39,953,000	76,551,000
51,520,000			51,520,000

款	項	事業名	金額
⑩災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	土木災害復旧事業 工事請負費	円 116,682,000

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
	既収入特定財源	未収入特定財源	一 般 財 源
円 111,596,000	円	円 101,331,000	円 10,265,000

報告第 6 号

令和 4 年度廿日市市下水道事業会計予算繰越計算書

令和 4 年度廿日市市下水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したから、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

令和 4 年度 日南市下水道

地方公営企業法第 26 条第 1 項

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
①資本的支出	1 建設改良費	管渠建設事業	円 1,973,911,000	円 1,539,189,290	円 423,460,000
		ポンプ場建設事業	117,363,000	15,918,430	100,200,000
		処理場建設事業	631,086,000	346,801,940	272,000,000

事業会計予算繰越計算書

の規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
建設企業債	国庫補助金	損益勘定 留保資金			
円 263,920,000	円 159,486,000	円 54,000	円 11,261,710	円	工事請負費 平良 1 号幹線築造工事外 7 件 補償金 早時地区公共下水道整 備工事に伴う水道管移設 補償外 1 件 関連工事や地元との調 整及び工法変更により期 間を要したことなどや国 の令和 4 年度一般会計補 正予算（第 2 号）に対応 した工事のため
58,830,000	41,360,000	10,000	1,244,570		委託料 扇ポンプ場の実施設計 の作成委託に関する業務 外 1 件 関連業務との調整に期 間を要したため
129,650,000	142,350,000		12,284,060		委託料 廿日市市公共下水道根 幹的施設（廿日市浄化セ ンターその 8）建設工事 委託外 1 件 入札不調により期間を 要したため

報告第 8 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 270,859 円

- 2 専決処分年月日 令和 5 年 4 月 22 日

(参考事項)

令和４年１０月３１日市職員の行為によって発生した交通事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 4 8 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和42年条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症の位置付けが変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する特例を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 9 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

４ 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第２を次のように改める。

別表第２（第２条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
１ 市長	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給、障害福祉サービスの提供、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
２ 市長	予防接種法（昭和２３年法律第６８号）による給付の	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	
6 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報、廿日市市こども医療費支給条例による医療費の支給に関する情報、廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療関係情報」という。）又は廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療関係情報」という。）であって規則で定めるもの
8 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残

	であって規則で定めるもの	留邦人等支援給付等関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、原子爆弾被爆者

		に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 1 1 7 号）による一般疾病医療費の支給に関する情報、重度心身障害者医療関係情報、ひとり親家庭等医療関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による保険給付の支給、地域支	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	援事業の実施又は 保険料の徴収に関 する事務であって 規則で定めるもの	
1 5 市長	健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）による健康 増進事業の実施に 関する事務であつ て規則で定めるも の	生活保護関係情報又は外国人生活保 護関係情報であって規則で定めるも の
1 6 市長	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による自立支 援給付の支給又は 地域生活支援事業 の実施に関する事 務であって規則で 定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規 則で定めるもの
1 7 市長	子ども・子育て支 援法（平成 2 4 年 法律第 6 5 号）に よる子どものため の教育・保育給付 若しくは子育ての ための施設等利用	外国人生活保護関係情報であって規 則で定めるもの

	給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
18 市長	廿日市市子ども医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

19 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、住民票関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141

		号) による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
--	--	--

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。

(提案理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において生活保護法の一部が改正され、生活保護の医療扶助に個人番号による電子資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号を利用することができる事務を追加するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 0 号

廿日市市税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市税条例の一部を改正する条例

廿日市市税条例（昭和 31 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第 41 条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境

税額の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第44条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第47条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2

様式」を加え、同条第5項中「あつた場合には」を「あつたときは」に、「年14.6パーセント」を「当該税額に年14.6パーセント」に改め、「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に

改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「優良住宅地等」を「優良住宅地等」に改め、同条第 2 項中「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 8 条第 1 号エの改正規定及び附則第 3 条の規定（この条例による改正後の廿日市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。） 令和 5 年 7 月 1 日
- (2) 第 3 条の 9 第 2 項並びに第 38 条の見出し及び同条第 1 項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2 及び第 47 条の 6 の改正規定並びに附則第 16 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項及び附則第 3 条の規定（新条例附則第 16 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。） 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 36 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和 7 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の廿日市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき廿日市市税条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、市民税等に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 1 号

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例

廿日市市都市計画税条例（昭和４２年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第１４項中「若しくは第３９項」を「、第３９項若しくは第４６項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第１８号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第１４項の規定の適用については、同項中「、第３９項若しくは第４６項」とあるのは、「若しくは第３９項」とする。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、都市計画税に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 2 号

廿日市市宮島訪問税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市宮島訪問税条例の一部を改正する条例

廿日市市宮島訪問税条例（令和３年条例第１号）の一部を次のように改める。

第１８条中「第６８８条第６項」を「第６８８条第７項」に改める。

附 則

この条例は、令和６年１月１日から施行する。

(提案理由)

地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 3 号

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

- (1) 廿日市市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２３号）第２５条
- (2) 廿日市市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２４号）第４４条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 5 4 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第５号中

「

特殊建築物等の敷地の位置の許可	１件	１６万円	１申請をもって１件とする。
-----------------	----	------	---------------

」

を

「

特殊建築物等の敷地の位置の許可	１件	１６万円	１申請をもって１件とする。
建築物の容積率の特例認定	１件	２万７,０００円	１申請をもって１件とする。

」

に、

「

特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度に関する特例許可	１件	１６万円	１申請をもって１件とする。
-----------------------------------	----	------	---------------

」

を

「

特例容積率適用地区内における建築物の高さの最高限度に関	１件	１６万円	１申請をもって１件とする。
-----------------------------	----	------	---------------

する特例許可			
高度地区における建築物の各部分の高さの許可	1 件	16 万円	1 申請をもって 1 件とする。

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律において建築基準法の一部が改正され、住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度などが創設されたことに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 55 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和３７年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１２条の２第１項中「自動車等（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第１０号に規定する原動機付自転車をいう。第１２号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力２００キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第１号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第１２条の２第１項第２号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第１２条の２第１項第６号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第７号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第１１号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第１２号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自

動車等」に改め、同項第１３号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第１６号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第１８号を第１９号とし、第１７号を第１８号とし、第１６号の次に次の１号を加える。

（１７）急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第１７条第１項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第２４条第３項を削り、同条第４項第２号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第７に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第３３条第２項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第３項とし、同項の次に次の１項を加える。

４ 第２項又は前項第２号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第７０１０号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第７００１号又は日本産業規格Ｚ８２１０に適合するものとしなければならない。
第２４条第５項中「前項」を「第３項」に改める。

別表第７を次のように改める。

別表第７ 削除

附 則

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１２条の２第１項の改正規定及び次項の規定は、令和５年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２ 第１２条の２第１項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の廿日市市火災予防条例（以下

「新条例」という。) 第 12 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第 24 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 24 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第 24 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、急速充電設備に関する規定などの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 58 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり佐方小学校普通教室棟長寿命化改修工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 佐方小学校普通教室棟長寿命化改修工事
- 2 工事場所 廿日市市佐方 10 番地 1
- 3 請負金額 400,400,000 円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目 8 番 3 号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 山 本 知

(提案理由)

佐方小学校普通教室棟長寿命化改修工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 59 号

廿日市市農業委員会委員の任命の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の者を廿日市市農業委員会の委員に任命することについて、市議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 8 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 岩 木 國 明

氏 名 岡 真由美

氏 名 梶 原 安 行

氏 名 神 鳥 正 貴

氏 名 木 浦 紀 幸

氏 名 河 井 孝 之

氏 名 是 佐 恵美子

氏 名 中 田 安 義

氏 名 古 川 憲 吾

氏 名 山 田 政 則

氏 名 岩 本 博 志

氏 名 中 谷 純 子

氏 名 松 井 祥 壯

氏 名 吉 田 雅 子

(提案理由)

廿日市市農業委員会の委員岩木國明、岡真由美、沖村弓枝、梶原安行、神鳥正貴、木浦紀幸、河井孝之、河野義刀、是佐恵美子、中田安義、中山誠治、古川憲吾及び山田政則の任期が、令和５年７月１９日をもって満了することなどにより、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。